

一斉臨時休業は2週目に入りました。この間、様々な情報が全滋賀教組に寄せられています。急な要請で混乱します。

子どもたちが今年度を締めくくり、前向きな気持ちで次

各校で
子どものために
様々な努力

全滋賀教組として
近く県教委へ要望

子どもたちが新年度を前向きに迎えられるように

がらも、子どもたちのために先生方が奮闘されていることも伝わってきました。休校に入前の日は、子どもたちの意見を聞いて、みんなで記念写真を撮ったり、卒業式の歌を歌つたりしたという報告も届いています。それでも、突然の別れに泣き出して、すぐには帰れなかつた子どもも少なかつたとのことです。

子どもたちの ストレスが心配

一方、休校になり、子どもたちの多くは家の中で一日を過ごしています。家庭の事情などで登校する子どもたちも活動には制約があります。いずれにしても子どもたちのストレスは高まっていると思われます。友だちと一緒に遊びたい、先生に話を聞いてほしい、そんな思いを募らせていい、その対応が必要ではないでしょうか。

年度を迎えること願う立場から、全滋賀教組は県教委に対して要望書を提出する予定です。文科相から柔軟な対応で認める通知等が出ていることを踏まえた申し入れです（下の図み内）。

この機会に、先生たちの働き方を考えたい方

この機会に、先生方の働き方についても考えてみたいと思います。

職員室で成績処理等々の仕事をしていると1日があつとう間に過ぎてしまいます。「いつもはこの仕事を授業の後にやつてたんやなあ」「どうやつて、できてたんやろ?」というような会話がなされると聞きます。改めて私たちの多忙な実態が見えてくるのではないか。

定時退勤してますか

授業がなくとも様々な業務があることは思いますが、できるだけ定時退勤することを呼びかけたいと思います。

本来の業務以外に学童保育へ

休憩時間は 労基法上の規定

労基法34条では「休憩時間を与えなければならない」と規定しています。また同条3項では「休憩時間を自由に利用させなければならぬ」としています。私たちの場合

外になる場合は「原則、勤務時間内に行うこと」「時間外になる場合は「時差出勤」とすること(割り振り変更)」と通知しています。また、教師の業務負担を踏まえて対応することも求めています。

非常勤講師も 有給休暇があります

この休校期間中は、非常勤講師の授業以外の業務を広く認め、引き続き勤務することができます。継続となつた勤務日に有給休暇を取ることも可能です。非常勤講師の先生方は、この通りの勤務となつてているでしょうか。

- おもな要望**
- ①登校日の設定を各校の判断で可能とすること。
 - ②学校の再開について検討すること。
 - ③春学期休業中の活動について各校の裁量を認めること。

しんぶん全滋賀教組
FAX News
UNITE
2020年3月11日

TEL 077-522-4965
FAX 077-522-4978

